昭和四十年度	三・六二九
昭和四十一年度	三・三四二
昭和四十二年度	三・一三一
昭和四十三年度	二・九七二
昭和四十四年度	二・七七三
昭和四十五年度	二・五八六
昭和四十六年度	二・三三〇
昭和四十七年度	二・一三二
昭和四十八年度	一・九八六
昭和四十九年度	一・六七三
昭和五十年度	一・一七〇
昭和五十一年度	〇・九四三
昭和五十二年度	〇・七七六
昭和五十三年度	〇・六四三
昭和五十四年度	〇・五七六
昭和五十五年度	〇・五二〇
昭和五十六年度	〇・四一一
昭和五十七年度	〇・三四六
昭和五十八年度	〇・三〇九
昭和五十九年度	〇・二八四
昭和六十年度	〇・二五六
昭和六十一年度	〇・二三一
昭和六十二年度	〇・二二四
昭和六十三年度	〇・二二二
平成元年度	〇・二一四
平成二年度	〇・一八七
平成三年度	〇・一五一
平成四年度	〇・一一四
平成五年度	〇・〇九七
平成六年度	〇・〇八三
平成七年度	〇・〇七五
平成八年度	〇・〇七五
平成九年度	〇・〇七四
平成十年度	〇・〇五五
平成十一年度	〇・〇四九
平成十二年度	〇・〇四九
平成十三年度	〇・〇四九
平成十四年度	〇・〇四九
平成十五年度	〇・〇四九
平成十六年度	〇・〇四九
平成十七年度	〇・〇四九
平成十八年度	〇・〇四九
平成十九年度	〇・〇四六
平成二十年度	〇・〇四六
平成二十一年度	〇・〇三一
平成二十二年度	〇・〇三一
平成二十三年度	〇・〇三一
平成二十四年度	〇・〇三一
平成二十五年度	〇・〇三一

（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

平成十七年度	〇・〇九六
平成十八年度	〇・〇七七
平成十九年度	〇・〇六一
平成二十年度	〇・〇四七
平成二十一年度	〇・〇三四